

建築物火災共済約款

第1章 共済目的の範囲及び共済責任期間

（共済目的の範囲）

- 第1条** 共済目的は、組合員が所有又は管理する建物（建物の基礎工事部分、畳、建具その他の従物及び電気・ガス・水道・暖房・冷房設備その他のこれらに準ずるものの設備を含みます。）とし、
- 第2条** 次に掲げる物は、建物共済加入申込書に共済目的と旨を記載していないときは、共済目的には含まれません。
- 建物に付属する門、扉、扉その他の工作物
 - 建物に取付されている家具類が所有又は管理するもの
 - 前項の規定により、家具類を共済目的とした場合において、組合員（この組合との間に建物共済の共済関係の存する旨をいいます。以下同様とします。）と同じ世帯に共同する親族が所有又は管理する家具類は、建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載していないときは、共済目的に含まれます。
 - 次に掲げる物は、前3項の規定にかかわらず、共済目的に含まれません。
 - 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する自動車
 - 通貨・有価証券・預貯金証券（預金証書又は貯蓄証書を含む。）・通帳及び現金自動預け払い・支払機用カードを含みます。）・印紙、切手、郵券等、その他これらに準ずる物
 - 貴金属、宝玉石及び宝石、書画、骨とら品、彫刻物その他の美術品で1個又は1組の価額が30万円を超える物
 - 株券、設計書・図案、模型、型型、原材、彫刻物その他これらに準ずる物
 - 動物、植物等の生物
 - 営業用什器備品、商品、製品、半製品、原材料、工作機械その他これらに類する物
 - テープ、カード、ディスク、ドラムのコンピュータ用の記録媒体に記録されているデータその他これらを含むもの
 - 船舶（ヨット、モーターボート及びボートを含みます。）及び航空機
 - 建物共済加入申込書に共済目的から除外する旨を記載していない物

- 第2条** 共済責任期間は、1年（建物共済加入申込書において共済責任期間を1年未満としている場合はその期間）とし、組合員がこの期間中の任意で共済証券（共済証券又は共済証券書をいいます。以下同様とします。）を払い込んだ日（第4項の共済証券とこれと異なる共済責任期間の開始日が記載されている場合はその日）の午後4時から始まり、末日の午後4時終ります。
- 第3条** 前項の規定にかかわらず、組合員が建物共済加入申込書に記載された共済責任期間の開始日以降に共済罰金等を払い込んだ場合の共済責任期間は、払い込んだ日の午後4時から始まります。
- 第4条** 共済責任期間が始まった後であっても、この組合は、共済罰金の払込みによる発生した事故又はその事故の発生に伴って生じた費用については、共済金（損害共済金・残存物取付け費用共済金・地震火災費用共済金・特別費用共済金・損害防止費用共済金及び失火見舞費用共済金をいいます。以下同様とします。）を支払いません。
- 第5条** この組合は、共済関係が成立した場合は、組合員に共済証券を交付します。

- （備考）
- 第4項** の共済証券は、農業共済組合模範共済規程例の基準（平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知）第117条第1項の書面をいう。以下同じ。

第2章 共済金を支払う場合

（損害共済金を支払う場合）

第3条 この組合は、この約款に従い、次に掲げる事故によって共済目的に生じた共済価額（事故が発生した場所及び時における共済目的の価額をいいます。以下同様とします。）の減少（以下「損額」とします。損害には消防又は避難に必要な処置によって共済目的に生じた共済価額の減少を含みます。以下同様とします。）に対して損害共済金を支払います。

- 火災
- 落雷
- 破裂又は爆発（気体又は蒸気の急激な膨張に伴う破壊又はその現象をいいます。以下同様とします。）
- 建物の外部から物体（雨、雪、ひょう、あられ、砂、塵、土、粉じん、煤塵その他これらに類するものは除きます。）の落下、飛来、物突又は倒壊。ただし、自然突風（台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、なが雨、高潮等の風水害、降雪、雪崩れ等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、地震、噴火及び津波その他これらに類する自然現象をいいます。以下同様とします。）の事故によるものは除きます。

（給付水価額（スプリンクラー設備及び装置を含みます。）が発生した事故及び組合員以外の者が占有する戸室で発生した事故に伴う漏水、放水又は出水による水害及び、自然発火の事故による損害を除きます。）

（盗難（強盗、窃盗又はこれら未遂をいいます。以下同様とします。）によって共済目的に発生したき損又は汚損

（盗難及びこれに類する悪行に伴う暴力行為又は破壊行為）

第4条 この組合は、この約款に従い、前条（損害共済金を支払う場合）の損害を受けた共済目的の残存物の取戻し費用、取付け付帯費用及び撤出費用（以下「残存物取付け費用」といいます。）に対して、残存物取付け費用共済金を支払います。

（地震火災費用共済金を支払う場合）

第5条 この組合は、この約款に従い、地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を直接又は間接の原因とする火災によって共済目的である建物又は家具類が損傷（消防又は避難に必要な処置によって発生した損害を除きます。以下この条において「同様」とします。）を受け、その損害の状況が次の各号にそれぞれ該当するときは、それぞれ発生した時に生ずる費用に対して、地震火災費用共済金を支払います。

- 共済目的が建物である場合には、当該建物が半壊以上となったとき（建物の主要構造部の火災による損害の額が当該建物の共済価額の20%以上又は建物の付帯した部分の床面積が当該建物の延べ床面積の20%以上となったときをいいます。）
- 共済目的が家具類が損失した部分において、当該家具類を収容する建物が焼失し又は建物の取付される全ての家具類が全壊となったとき（家具類の火災による損害の額が当該家具類の共済価額の50%以上となったときをいいます。）

（特別費用共済金を支払う場合）

第6条 この組合は、この約款に従い、第3条（損害共済金を支払う場合）の損害を受けた場合上、それぞれ事故によって共済目的の損害割合（共済価額に対する損害の額の割合をいいます。以下同様とします。）が80%以上となった場合に特約に要する費用に対して、特別費用共済金を支払います。

（損害防止費用共済金を支払う場合）

第7条 この組合は、この約款に従い、共済目的について組合員が第34条（損害防止義務）第2項の規定により第3条（損害共済金を支払う場合）の損害の防止又は軽減のために必要な費用（以下「損害防止経費費用」といいます。）を負担した場において、次の各号に掲げる費用（その費用に建物の損害について、第3条（損害共済金を支払う場合）の損害として記入し補ふべき部分を除きます。）に対して、損害防止費用共済金を支払います。

- 消火活動のために費用した消火薬剤等（水を含みます。）の再取得費用
- 消火活動に使用した工具（その費用は建物の損害について、第3条（損害共済金を支払う場合）の損害費用に再取得費用として加算するもの）を緊急に投入された人員又は器材にかかる費用（人身事故による費用、修理費用は再取得費用には漏れに属するものを除きます。）

（失火見舞費用共済金を支払う場合）

第8条 この組合は、この約款に従い、共済目的から発生した火災、破裂又は爆発によって第三者（他人が所有する物を建物共済に付する組合員を含み、その物の所有者を生計を共にする同居の親族を除きます。以下この条において同様とします。）が所有する物（その物動であるときは、その所有者によって現に占有されている物で、その所有者の責任によるものに限りません。）について、滅失、き損又は汚損が発生した場合に、それによって生じる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用共済金を支払います。ただし、次の各号の損害を除きます。

- 共済目的から発生した火災、破裂又は爆発の事故であっても、共済目的の所有者以外の者が占有する部分（区分所有建物等）を含む。）において第三者が所有又は占有する火災、破裂又は爆発である場合
- 第三者が所有する物に発生した滅失、き損又は汚損の場合であっても、権原者又は契約付着による損害である場合

第3章 共済金の支払額

第9条 この組合が損害共済金を支払うべき損害の額は、共済価額によって定めます。
この組合が支払う損害共済金の額は、次の表の額（表中の共済金額が共済価額を超えたときは、共済価額に相当する金額とします。）とします。

区 分	損害共済金の額
共済金額が共済価額の80%以上であるとき	損害の額（共済金額を限度とします。）
共済金額が共済価額の80%未満であるとき	損害の額 × 共済金額 ／ 共済価額 ×80%（共済金額を限度とします。）

- 組合員の故意又は重大な過失によって第34条（損害防止義務）第1項及び第2項の規定による義務を怠った場合は、損害の額から防止又は軽減するためのべきと認められる額を差し引いて得た額を損害の額とみなします。
- 損害共済金の算出の基礎となる共済価額及び損害の額は損害が発生した場所及び時における価額によるものとしこの組合が決定します。

（残存物取付け費用共済金の支払額）

第10条 この組合は、第3条（損害共済金を支払う場合）の損害共済金の10%に相当する額を限度として残存物取付け費用の額を残存物取付け費用共済金として支払います。

（地震火災費用共済金の支払額）

第11条 この組合は、1回の事故につき、1建物ごとに共済金額（共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額に相当する金額として）の5%に相当する額を地震火災費用共済金として支払います。

第12条 この組合は、共済金額（共済金額が共済価額を超えたときは、共済価額に相当する金額とします。）の10%に相当する額を特別費用共済金として支払います。ただし、1回の共済事故につき、1建物ごとに200万円を限度とします。

（失火見舞費用共済金の支払額）

第14条 この組合は、失火見舞費用共済金として、第8条（失火見舞費用共済金を支払う場合）の損害が発生した世帯又は法人（以下「被災世帯」といいます。）の被に被災世帯当たりの支払額（20万円）を乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、共済金額（共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額として）の20%に相当する額を限度とします。

第15条 この組合は、損害防止費用共済金として、次の算式（共済金額が共済価額を超えたときは、共済価額に相当する金額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、損害防止経費費用の額を限度とします。

損害防止費用共済金の額 = 損害防止経費費用の額 × 共済金額／共済価額×80%

第16条 この組合は、この約款において、この組合は、前項の規定によって支払うべき損害防止費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払いません。

（失火見舞費用共済金の支払額）

第14条 この組合は、失火見舞費用共済金として、第8条（失火見舞費用共済金を支払う場合）の損害が発生した世帯又は法人（以下「被災世帯」といいます。）の被に被災世帯当たりの支払額（20万円）を乗じて得た額を支払います。ただし、1回の事故につき、共済金額（共済金額が共済価額を超えるときは、共済価額として）の20%に相当する額を限度とします。

第15条 この組合は、損害防止費用共済金として、次の算式（共済金額が共済価額を超えたときは、共済価額に相当する金額とします。）によって算出した額を支払います。ただし、損害防止経費費用の額を限度とします。

損害防止費用共済金の額 = 損害防止経費費用の額 × 共済金額／共済価額×80%

第16条 この組合は、この約款において、この組合は、前項の規定によって支払うべき損害防止費用共済金と他の共済金との合計額が共済金額を超えるときでも、支払います。

（他の共済関係等がある場合の共済金の支払額）

第15条 共済目的について第3条（損害共済金を支払う場合）の損害又は第4条（残存物取付け費用共済金を支払う場合）から第8条（失火見舞費用共済金を支払う場合）までの費用に対して保険金又は共済金を支払うべき他の保険契約又は共済契約もしくは共済関係（以下「重複契約関係」といいます。）がある場合において、この共済関係を重複契約関係の支払責任額（重複契約関係がないものとして算出した保険金又は共済金）の合計額が共済金の種類ごとに別表に掲げる支払限度額を超えたときは、次の算式により共済金を支払います。ただし、重複契約関係の支払責任額の全部又は一部が支払われず支払限度額に満たない場合は、第9条（損害共済金の支払額）から第14条（失火見舞費用共済金の支払額）の金額を限度に支払限度額に満たない額を加算した額を支払います。

- 第3条（損害共済金を支払う場合）から第8条（失火見舞費用共済金を支払う場合）の共済金額 × この共済関係に係る支払責任額（失火見舞費用共済金を支払う場合）の支払限度額 × それぞれの重複契約関係に係る支払責任額の合計額
- 前項の規定にかかわらず、前項より支払うべき金額が共済金の種類ごとの全部又は一部が他の重複契約関係から既に支払われているときは、その額を差し引いた額を、この共済関係より支払う共済金の額とします。
- 第1項の場合において、第4条（残存物取付け費用共済金を支払う場合）の残存物取付け費用共済金の額が他の重複契約関係がないものとして支払責任額を算出するに当たっての損害共済金の額は、第9条（損害共済金の支払額）第2項の規定を適用して算出した額とします。
- 前3項の場合において、損害が2種類以上の共済事故によって発生したときは、同種の共済事故による損害ごとにこれらの項の規定を適用します。

第4章 共済金を支払わない場合

（共済金を支払わない損害）

第16条 この組合は、次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。

- 組合員又はその者の法定代理人（組合員が法人であるときは、その理事、取締役又は法人の業務を執行する者の機関、以下この条において同様とします。）の故意又は重大な過失によって発生した損害。ただし、第42条（他人の所有する物を建物共済に付した場合）の規定により、他人の所有する物を建物共済に付したときは、組合員又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害
- 組合員が生計を共にする同居の親族の故意によって発生した損害（その親族が組合員に共済金を取得する目的がなかった場合を除きます。）
- 組合員でない者が共済金の全部又は一部を受け取るべき場合において、その者又はその者の法定代理人の故意又は重大な過失によって発生した損害（他の者が受け取るべき金額については除きます。）ただし、第42条（他人の所有する物を建物共済に付した場合）の規定により、他人の所有する物を建物共済に付したときは、その者又はその者の法定代理人の故意によって発生した損害
- 第3条（損害共済金を支払う場合）の事故の発生した場所が、払込みを受けた共済金額から既経期間に対してこの組合の定める残数をもちて計算した共済金を差し引いた残額を返還します。
- 第3条（損害共済金の支払う場合）の規定により、この組合が共済関係を解除した場合において、解除の事実の発生が組合員の責めに帰すべき事由によるときは、前項の規定にかかわらず、共済罰金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。
- 第20条（通知義務）第3項、第21条（危険増加による解除）第1項及び第24条（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が組合員の責めに帰すべき事由によるときは、払込みを受けた共済金額から既経期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。
- 第20条（通知義務）第3項、第21条（危険増加による解除）第1項及び第24条（共済目的の調査拒否による解除）第1項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済金額から既経期間に対してこの組合の定める残数をもって計算した共済金を差し引いた残額を返還します。
- 第20条（通知義務）第3項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合において、解除の事実の発生が組合員の責めに帰すべき事由によるときは、前項の規定にかかわらず、共済罰金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。
- 第20条（通知義務）第3項、第21条（危険増加による解除）第1項及び第24条（共済目的の調査拒否による解除）第1項以外の事由により共済関係が解除された場合において、その解除の原因が組合員の責めに帰すべき事由によるときは、払込みを受けた共済金額から既経期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。
- 第20条（通知義務）第3項、第21条（危険増加による解除）第1項及び第24条（共済目的の調査拒否による解除）第1項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、払込みを受けた共済金額から既経期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。
- 第20条（通知義務）第3項、第21条（危険増加による解除）第1項及び第24条（共済目的の調査拒否による解除）第1項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合において、解除の事実の発生が組合員の責めに帰すべき事由によるときは、前項の規定により共済金額を減額した場合は、その減額した共済金額に対応する共済金（臨時費用担保特約が付されているときは、その特約共済金を含みます。）のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。
- 第3項の規定により、新特約の解除は、共済証券記載の組合員の住所全ての書面による通知をもって行います。

（共済金を支払わない場合）

第17条 この組合は、次の場合には、共済金を支払いません。

第33条 組合員は、共済目的について共済金の支払を受けるべき損害があると認められた場合は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければなりません。

第34条 共済目的について第3条（損害共済金を支払う場合）又は第5条（地震火災費用共済金を支払う場合）の損害が発生した場合は、この組合は、その損害目的について必要な書類を調査することができます。

第35条 この組合は、この組合が第1項の損害に関して要求した書類を作成し、損害の発生を通知した日から30日以内にこの組合に提出しなくてはなりません。

第36条 組合員が第1項の通知を怠り、故意若しくは重大な過失によって不実の通知をし、正当な理由がないのに第2項の調査を妨害し、第3項の損害に故意に不実の記載をし、又はその書類を偽造若しくは変造した場合は、この組合は、共済証券記載の組合員の住所全ての書面による通知をもってこの共済関係を解除することができます。

（損害防止義務）

第34条 組合員は、共済目的について通常すべき管理その他の損害防止を怠ってなりません。

第35条 組合員は、第2項の損害発生した場合、損害の防止又は軽減に努めなければなりません。

第36条 この組合は、組合員が第2項の損害の防止又は軽減のため、特に必要な処置をすべきことを指示することができます。この場合は、当該指示による必要な処置によって、組合員が負担した費用はこの組合負担します。

（残存物）

第35条 この組合は、共済目的の全部が滅失した場合において、組合員がその共済目的について有する権利を取得できません。ただし、この組合がこれを取得する旨の意思表示をして共済金を支払った場合は、この限りではありません。

第36条 この組合が要求した書類は、前項の規定によりこの組合が取得した権利の保全及び行使のために必要な証拠書類の提供その他の行為を怠らなければなりません。この場合は、当該要求による必要な行為のために組合員が負担した費用はこの組合が負担します。

（第36条A及びBの削除）

第36条 この組合は、この約款の範囲について、この組合と組合員又は組合員を受け取るべき者との争いが生じた場合には、その争いは他の者が所有する物と共済金を支払う場合）の損害が発生する前に、告知事項について、書面をもって互合するこの組合に申し出て、この組合がこれを承認した場合

（この組合が解除の原因を知った時（正当な理由によって解除の通知がでない場合には、解除の通知がでない）から1ヵ月を経過した場

- 前項の告知がない事実又は否けた不実のことがなくなくなった場合
- 共済関係の成立の当時、この組合がその事実を知り得たことを知っていた場合、又は過失によってこれを知らなかった場合
- 第29条（重大事由による解除）第1項より解除した場合
- この組合が解除の原因を知った時（正当な理由によって解除の通知がでない場合には、解除の通知がでない）から1ヵ月を経過した場合
- 第1項の解除が解除の理由の後に行われた場合において、この組合は、第25条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、共済金を支払いません。もし、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。ただし、解除の原因となつた事実に基づかずに発生した損害については、この組合は共済金を支払います。
- 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所全ての書面による通知をもって行います。

（通知義務）

第20条 共済関係の成立後、次の事故が発生した場合には、この組合がその事実の発生を知った後遅滞なく、その旨をこの組合に通知して共済証券承認の義務を請求しなければなりません。ただし、その事実がなかったときは、組合への通知は必要ありません。

- 共済目的について他の保険業者が共済業者を行う第3条（損害共済金を支払う場合）又は第5条（地震火災費用共済金を支払う場合）の事故を担保する共済契約又は保険契約を締結すること
- 共済目的を譲渡すること
- 共済目的を解除すること
- 共済目的が第3条（損害共済金を支払う場合）又は第5条（地震火災費用共済金を支払う場合）の事故以外の原因により破綻したこと
- 共済目的である建物を改築し、増築し、若しくはその構造を変更し、又は引き続き15日以上以上わたって修繕すること
- 共済目的である建物を引越築30日以上かつ若しくは構造を変更し、又は引越築し、又は増築すること
- 共済目的である建物の所有権を譲渡すること。ただし、第3条（損害共済金を支払う場合）又は第5条（地震火災費用共済金を支払う場合）の事故を除くこと
- 共済目的の用途を変更すること
- 共済目的について危険が著しく増加すること
- 前3項のほか、告知事項の内容に変更を要生じさせる事実が発生したこと
- 組合員が前項の通知を怠った場合には、この者の、その事実が発生した時又は組合員がその発生を知った時からこの組合が承認書請求を受け取るまでの間に発生した損害（ただし、前項第3号、第5号、第6号、第8号又は第9号の事実が発生したときは、その事実の発生により増加した危険によって発生した損害に限ります。）については、共済金を支払いません。ただし、前項第5号、第8号又は第9号の事実が発生したときにおいて、変更後の共済罰金率等が変更前の共済罰金率等より高くなつたときは、この限りではありません。

- この組合は、第1項の事実が発生した場合（前項ただし書の規定に該当する場合は除きます。）には、その事実を承認したときを除き、共済関係を解除することができます。
 - この組合が第1項の通知を受けた後7日以内にはその事実の不承認の通知又は共済関係の解除をしないときは、その事実を承認したものとみなします。
 - 第3項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所全ての書面による通知をもって行います。
- （危険増加による解除）**
- 第21条** この組合は、前条（通知義務）第1項各号の事実の発生により危険増加（種補することとされる損害の発生の可能性が高くなる）建物火災共済に係る共済罰金の額が、当該損害の発生の可能性を計算の基礎として算出された共済罰金の不足する状況において発生した場合に、同項の規定がなかった場合は共済関係を解除することができます。ただし、同項ただし書の規定にかかわらず、この組合が前条第1項の規定を知った日から1ヵ月経過したときは、同項の規定による解除は行われず、同項の規定による解除は行われません。

第22条 組合員が前項の通知を受けたときは、この組合は、第25条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、解除となつた事実が発生した時から解除される時まで発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。

（重大事由による解除）

- 第22条** この組合は、次のいずれかに該当する場合は、共済関係を解除することができます。
- 組合員（共済目的の所有者を含みます。以下この条において同様とします。）が、この組合にこの共済関係に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を発生させ、又は発生せよとしようとした場合
 - 組合員が、この共済関係を基礎として共済金の請求について、偽造行為を行い、又は行おうとした場合
 - 前号のほか、この共済関係に対する信頼を損ない、その信頼を損ない、又は損なうこととなる重大な事由がある場合
 - 前項により解除が損害が発生した後に行われた場合において、この組合は第25条（共済関係の解除の効力）の規定にかかわらず、前項第1号から第3号までの事由が発生した時から解除された時までに発生した損害については、共済金を支払いません。また、既に共済金を支払っていたときは、この組合は、その共済金の返還を請求することができます。
 - 第1項による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所全ての書面による通知をもって行います。

（共済目的の調査）

第23条 この組合は、いつでも、共済目的のある土地又は建物若しくは工作物に立ち入り、共済目的について必要な事項を調査することができます。

（共済目的の調査拒否による解除）

第24条 組合員が相当な理由がないのに、前条（共済目的の調査）の調査を拒んだ場合には、この組合は、この共済関係を解除することができます。

- 前項に基づくこの組合の解除権は、前項の拒否の事実があった日から1ヵ月以内に行なわれないときは消滅します。
- 第1項の規定による共済関係の解除は、共済証券記載の組合員の住所全ての書面による通知をもって行います。

第25条 共済関係の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

（共済関係の失効）

第26条 共済関係の成立後、次の事故が発生した場合には、共済関係は、その事実が発生した時からその効力を失います。

- 共済目的が第3条（損害共済金を支払う場合）又は第5条（地震火災費用共済金を支払う場合）の事故以外の原因によって滅失したこと
- 共済目的が第16条（共済金を支払わない損害）の事由によって滅失したこと
- 共済目的が解除されたこと
- 共済目的について譲渡又は相続その他の包括継承があった場合は、第41条（共済関係の承継）第1項の規定により共済関係を承継したとき各号（この共済関係を承継する者）その譲渡又は相続その他の包括継承があった時からその効力を失います。

（通知義務による共済金額の減額）

第27条 建物共済の共済関係の成立時において、共済金額が共済価額を超えていたことにつき組合員が善意でかつ重大な過失がなかったときは、組合員は、その超過部分について、当該共済関係を取り消すことができます。

- 建物共済に係る共済責任期間の開始後に共済価額が著しく減少したときは組合員は、組合に対し、将来に向かって、共済金額の減額を請求することができます。

（危険の減少の場合）

第28条 共済関係の成立後に、当該共済関係により種補することとされる損害の発生の可能性が著しく減少した場合は、組合員は、組合に対し、将来に向かって、共済金について、減少後の当該損害の発生の可能性に対応する共済金額に至るまでの減額を請求することができます。

（告知・通知義務の承認の場合）

第29条 別表（告知義務）、第20条（通知義務）、第1項又は第41条（共済関係の承継）第1項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、別に定めるところに従い、追加共済罰金等の支払請求又は共済罰金の減額を請求することができます。

（共済関係の解除—解除の場合）

第30条 前項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、この組合は共済関係のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

（告知・通知義務の承認の場合）

第29条 別表（告知義務）、第20条（通知義務）、第1項又は第41条（共済関係の承継）第1項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、別に定めるところに従い、追加共済罰金等の支払請求又は共済罰金の減額を請求することができます。

（共済関係の解除—解除の場合）

第30条 前項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、この組合は共済関係のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

（告知・通知義務の承認の場合）

第29条 別表（告知義務）、第20条（通知義務）、第1項又は第41条（共済関係の承継）第1項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、別に定めるところに従い、追加共済罰金等の支払請求又は共済罰金の減額を請求することができます。

（共済関係の解除—解除の場合）

第30条 前項の規定により、この組合が共済関係を解除した場合は、この組合は共済関係のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

（告知・通知義務の承認の場合）

第29条 別表（告知義務）、第20条（通知義務）、第1項又は第41条（共済関係の承継）第1項の承認又は承諾をする場合には、この組合は、別に定めるところに従い、追加共済罰金等の支払請求又は共済罰金の減額を請求することができます。

（共済関係の解除—失効の場合）

第31条 第26条（共済関係の失効）の規定により共済関係が失効した場合において、その失効の原因が組合員の責めに帰すべき事由によるものときは、この組合は共済罰金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

（共済関係の返還—返還による共済金額の減額の場合）

第32条 この組合は、第27条（超過共済による共済金額の減額）第1項により共済関係が取り消された場合は、共済関係の成立の時と比べて、取り消された部分に対応する共済罰金を返還します。

- この組合は、第27条（超過共済による共済金額の減額）第2項により、共済金額の減額を行う場合は、共済罰金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。
- この組合は、第27条（超過共済による共済金額の減額）第2項により、共済金額の減額を行う場合は、共済罰金のうち未経過期間に対して日割りをもって計算した金額を返還します。

第8章 損害の発生

（損害発生の場合の手続）

第33条 組合員は、共済目的について共済金の支払を受けるべき損害があると認められた場合は、遅滞なく、その旨をこの組合に通知しなければなりません。

第34条 共済目的について第3条（損害共済金を支払う場合）又は第5条（地震火災費用共済金を支払う場合）の損害が発生した場合は、この組合は、その損害目的について必要な書類を調査することができます。

第35条 この組合は、この組合が第1項の損害に関して要求した書類を作成